定　　款

公益社団法人 伊万里有田法人会

第１章　　総　　則

（名　称）

第１条　この法人は、公益社団法人伊万里有田法人会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）

第２条　本会の主たる事務所は、佐賀県伊万里市に置く。

第２章　　目的及び事業

（目　的）

第３条　本会は、税知識の普及及び、納税意識の高揚に努め、税制及び税務に関する提言を行い、もって適正で公平な申告納税制度の維持及び発展並びに税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業及び地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

（事　業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 税知識の普及を目的とする事業
(2) 納税意識の高揚を目的とする事業
(3) 税制及び税務に関する調査研究及び提言に関する事業
(4) 地域企業の健全な発展に資する事業
(5) 地域社会への貢献を目的とする事業
(6) 会員の交流に資するための事業
(7) 会員の福利厚生等に資する事業
(8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

２　前項の事業は、主に伊万里税務署管内を中心として佐賀県内において行うものとする。

第３章　会　　員

（構成員）

第５条　本会に、次の会員を置く。

(1) 正会員　伊万里税務署の管轄区域内に所在する法人（管内に事業所を有する法人を含む。）で、本会の目的及び事業に賛同して入会したもの
(2) 賛助会員　本会の事業を賛助するために入会したもの

２　前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律 48 号）上の社員とする。

（資格の取得）

第６条　本会の会員になろうとする者は、所定の申込手続により、任意に入会することできる。

（資格の喪失）
第７条　会員は、次の各号のいずれかに該当する場合に至ったときは、その資格を失う。
⑴ 退会
⑵ 法人の解散
⑶ 死亡
⑷ 除名
⑸ 正当な理由なく会費を３年以上滞納したとき。
⑹ 総正会員の同意があったとき。

（会　費）
第８条　会員は、総会の決議を経て別に定めるところにより、会費を納入するものとする。
２　既納の会費は、原則としてこれを返還しない

（退　会）
第９条　本会を退会しようとする者は、所定の退会手続により、任意にいつでも退会することができる。

（除　名）
第10条　会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により当該会員を除名することができる。
⑴ この定款その他の規則に違反したとき。
⑵ 本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
⑶ その他除名すべき正当な事由があるとき。
２　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、その会員に総会の日の一週間前までにその旨を通知し、かつ、総会で弁明の機会を与えなければならない。

第４章　総　　会

（構　成）
第11条　総会は、全ての正会員をもって構成する。
２　前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

（権　限）
第12条　総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。
⑴ 会員の除名
⑵ 理事及び監事の選任及び解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額
(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
(5) 定款の変更
(6) 解散及び残余財産の処分
(7) その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

（開　催）
第13条　総会は、定時総会として毎年１回事業年度終了後３箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会として開催する。

（招　集）
第14条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
２　正会員の議決権の５分の１以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
３　総会は、開催の日から少なくとも１週間前に会議の目的である事項、日時及び場所を記載した文書を発して招集する。なお、総会参考資料等については、電子提供措置をとるものとする。

（議　長）
第15条　総会の議長は、会長をもってこれに充てる。

（議決権）
第16条　総会における議決権は、正会員１人につき１個とする。
２　正会員は、前項により付与された議決権を行使するため、当該正会員たる法人を代表する者を総会に出席させる。
３　正会員は、委任状をもって議決権の行使を他の出席正会員に委任することができる。この
場合、委任した正会員は出席したものとみなす。

（決　議）
第17条　総会の決議は、総正会員の３分の１以上が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。
２　前項の規定かかわらず、次の決議は、総正会員の３分の２以上に当たる多数をもって行う。
(1) 会員の除名
(2) 監事の解任
(3) 定款の変更

⑷ 解散
⑸ その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。この場合において理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）
第18条　総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
２　議事録には、議長及び出席した正会員の中から、総会において選出された議事録署名人２人が記名押印する。

第５章　役　　員

（役員の設置）
第19条　本会に次の役員を置く
⑴ 理　事　４５名以内
⑵ 監　事　　３名以内
２　理事の内１人を会長、４人以内を副会長とする。また必要な場合に１人を専務理事、１５人以内を常任理事とすることができる。
３　前項の会長をもって一般社団法人又は一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常任理事をもって同法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）
第20条　理事及び監事は、総会の決議によってこれを選任する。
２　会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の制限）
第21条　本会の理事のうちには、理事のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事現在数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
２　本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（役員の職務）

第22条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところより、職務を執行する。

２　会長は、法令及びこの定款の定めるところより、本会を代表し、その業務を執行する。

３　副会長は、会長を補佐する。

４　専務理事は、会長及び副会長を補佐して本会の常務を統括する。

５　常任理事は、常任理事会を構成し、理事会又は会長から要請された事項（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条第４項に規定する事項を除く。）を審議する。

６　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成するとともに、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

７　会長、副会長、専務理事、及び常任理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（役員の任期）

第23条　理事及び監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

２　増員のため補欠として選任された理事の任期は前項の規定にかかわらず、現任者又は前任者の残任期間とし、補欠として選任された監事の任期は前任者の残任期間とする。

３　理事及び監事は、任期の満了又は辞任により退任したことにより、第１９条に定める定数を欠くこととなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後においても、後任者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第24条　本会の理事及び監事たるにふさわしくない行為があった場合、その他第10条第１項各号のいずれかに類する事実があったときは、総会の決議によりその理事及び監事を解任することができる。

（役員の報酬）

第25条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事には、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、総会の決議を経て支給することができる。

２　理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第６章　理事会

（構　成）

第26条　本会に理事会を置く。

２　理事会は、全ての理事をもって構成する。

３　監事、顧問及び相談役は、理事会に出席して意見を述べることができる。

（権　限）

第 27 条　理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定に関すること。

(2) 理事の職務の執行の監督に関すること。

(3) 会長、副会長、専務理事及び常任理事の選定及び解職に関すること。

(4) その他会務の運営に関して会長が必要と認めた事項に関すること。

（開催及び招集）

第 28 条　理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の２分の１以上から会議の目的である事項を示して請求のあったときにこれを開催する。

２　理事会は、会長が招集する。

３　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（議　長）

第 29 条　理事会の議長は、会長をもってこれに充てる。

（決　議）

第 30 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べた場合は、この限りではない。

（議事録）

第 31 条　理事会の議事については、法令の定めるところより、議事録を作成する。

２　出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

（常任理事会）

第 32 条　本会に、任意の機関として、常任理事会を置くことができる。

２　常任理事会は、会長、副会長、専務理事及び常任理事をもって構成する。

３　常任理事会は、次の事項を審議し、及び処理するとともにその結果を直近の理事会において報告しなければならない。

(1) 理事会又は会長から、理事会決議案件の重要性にかんがみ、特に事前審査の要請を受けた事項

⑵ 会長から、会長の権限である事項について慎重を期するため、特に審議の要請を受けた事項
⑶ その他理事会又は会長から要請された事項
4　常任理事会は、理事会又は会長が必要と認めた場合に開催する。
5　常任理事会の審議結果は、法令及び定款で定める総会及び理事会の権限を制約するものではない。
6　常任理事会の運営に当たり必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第７章　顧問、相談役、委員会、部会、支部及び事務局

（顧問及び相談役）
第33条　本会に任意の機関として、顧問及び相談役を若干名置くことができる。
2　顧問及び相談役は、会長が理事会に諮ってこれを委嘱する。
3　顧問及び相談役は、本会の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に答え、又は意見を述べる。
4　顧問及び相談役の任期は、役員に準ずる。
5　顧問及び相談役は、無報酬とする。

（委員会）
第34条　本会に、任意の機関として、業務の執行に必要な委員会を置くことができる。
2　委員会の委員は、理事会の承認を得て、会長がこれを委嘱し、及び解職する。

（部会及び支部）
第35条　本会に、任意の機関として、業務の執行に必要な部会及び支部を置くことができる。
2　部会の長及び支部長は、理事会の承認を得て、会長がこれを委嘱し、及び解職する。

（設　置）
第36条　前２条の機関の設置は、総会の決議を要する。

（事務局）
第37条　本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
2　事務局には、職員若干名を置き、会長がこれを選任し、及び解任する。ただし、事務局長を置く場合は、理事会の承認を得て、会長がこれを選任し、及び解任する。
3　職員は、原則として有給とする。

（運営規程）
第38条　委員会、部会、支部及び事務局の運営に関する規程は、理事会の決議を経て会長が別

にこれを定める。

第８章　資産及び会計

（基本財産）

第 39 条　別表の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 18 条 8 号に定める公益目的事業財産とし、本会の基本財産とする。

２　前項の財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

（運用財産）

第 40 条　運用財産は、前条に規定する基本財産以外の資産とする。

（議決権の制限）

第 41 条　本会は、保有する株式及び出資に係る議決権を行使してはならない。

（事業年度）

第 42 条　本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（経　費）

第 43 条　本会の経費は、運用財産をもってこれに充てる。

（事業計画及び収支予算）

第 44 条　本会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けるとともに、直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

２　前項の書類については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び収支決算）

第 45 条　本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類についてはその承認を受けなければならない。

(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
(6) 財産目録
２　第 1 項の書類のほか、次の書類を事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
(1) 監査報告
(2) 理事及び監事の名簿
(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）
第 46 条　会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第６８号）第４８条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第９章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第 47 条　この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解　散）
第 48 条　本会は、総会における決議権の総数の３分の２以上の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）
第 49 条　本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）
第 50 条　本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人であって租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４０条第１項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第10章　公　　告

（公告の方法）

第51条　本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章　雑　　則

（施行細則）

第52条　この定款の施行に必要な細則は、理事会の決議を経て別に定める。

附　　則

１．この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１８年法律第５０号）第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

２．本会の最初の会長（代表理事）は、岩尾　慶一とし、副会長（業務執行理事）、専務理事（業務執行理事）及び常任理事（業務執行理事）は、次のとおりとする。

副会長（業務執行理事）	徳永　隆一	徳永　直也	岩永　龍幸	西山　晴男
専務理事（業務執行理事）	大川内　幸夫			
常任理事（業務執行理事）	菅　拓磨	吉原　弘雄	小松　和敏	山口　雅巳
	重松　清太郎	今井　敬輔	中島　紘一	松本　直大
	徳永　英輔	中山　武重	池永　晃一	石川　慶藏
	黒川　隆太	今泉　清美	下　今朝隆	

３．一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第１項に定める特例民法法人の解散登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 42 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

付則

第１４条第３項の変更については、実行日を定款一部変更承認決議があった令和５年５月２５日とする。

現行定款に相違ないことを証明する。

公益社団法人　伊万里有田法人会

代表理事　　乗　田　　泰

別　紙

公益定款第３９条(基本財産)に基づく基本財産額の表示。

定期預金	５，０００，０００円

以　上